

第5回 知立市都市計画マスタープラン・
緑の基本計画策定委員会

議 事 録

(1) 会議の日時及び場所

開催日時 令和元年11月15日(金)
14時00分～15時30分
開催場所 中央公民館 中会議室

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名(出席表)

・委員数 11名 ・出席者 8名 ・欠席者 3名

区分	役職	氏名	出席	欠席
学識経験者	中部大学 教授	磯部 友彦	○	
	名城大学 教授	鈴木 温	○	
都市計画又は福祉の 関係者	都市計画審議会 代表	隅田 薫	○	
	社会福祉協議会 事務局長	加古 和市	○	
地域団体又は公共的 団体を代表する者	商工会 会長	新美 文二		○
	知立市子ども会育成連絡協 議会 副会長	村田 麻紀		○
	区長会 会長	神谷 正明	○	
	緑化推進協議会 会長	鈴木 彰治	○	
市民	市民	田中 久美	○	
	市民	石原 秋春	○	
市農業委員会の委員	知立市農業委員会 会長	石原 國彦		○

(3) 出席オブザーバー

区分	役職	氏名	出席	欠席
愛知県	都市計画課長	片山 貴視	○	
	公園緑地課長	小嶋 幸則	○	
	知立建設事務所長	川地 史温	○	
知立市	協働推進課長	神谷 昌夫	○	
	安心安全課長	野村 健人	○	
	福祉子ども部長	長谷 嘉之	○	
	保険健康部長	清水 弘一	○	
	市民部長	鶴田 常智	○	
	建設部長	岩瀬 祐司	○	
	上下水道部長	國分 政道	○	
	教育部長	野村 裕之	○	
	都市整備部長	尾崎 雅宏	○	
	都市整備部次長	大井 大輔	○	

(4) 事務局

区分	役職	氏名	出席	欠席
知立市	都市計画課長	岡田 忠賢	○	
	まちづくり課長	天野 泰志	○	
	都市開発課長	高木 清充	○	
	都市計画課 公園緑地係長	後藤 聡	○	
	都市計画課 課長補佐兼都市企画係長	石原 英泰	○	
	都市計画課 公園緑地係 主査	深谷 径佑	○	
	都市計画課 都市企画係 主事	庭田 亮祐	○	

(5) 傍聴人 1名

(6) 会議に付した議題及び内容

1. 都市計画マスタープラン
 - (1) 第4回委員会・住民説明会の意見と対応
 - (2) 計画案
2. 緑の基本計画
 - (1) 第4回委員会・住民説明会の意見と対応
 - (2) 計画案
3. その他

(7) 配布資料

- ・次第
- ・委員名簿
- ・配席
- ・知立市都市計画マスタープラン（現行）
- ・知立市緑の基本計画（現行）
- ・第4回知立市都市計画マスタープラン・緑の基本計画 策定委員会資料
- ・知立市都市計画マスタープラン（素案）本編
- ・知立市都市計画マスタープラン（素案）概要版
- ・緑の基本計画（素案）本編
- ・緑の基本計画（素案）概要版
- ・都市計画審議会での意見と対応

「議事の概要及び経過」

【事務局】

みなさまこんにちは。皆様におかれましては、ご多用の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただ今より第5回知立市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会をはじめさせていただきます。私は本日、司会を務めさせていただきます都市計画課長の岡田です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は8名です。委員総数の11名の過半数に達しておりますので、知立市附属機関の設置に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、本委員会は成立しておりますのでご報告をさせていただきます。また、知立市審議会等の設置及び運営に関する取扱要綱第6条第1項第2号に基づき、会議は原則公開とさせていただきます。なお、同条のただし書きの規定により、非公開情報（個人情報）を審議する場合は、非公開とさせていただきますのでご了承いただきますようお願いいたします。

はじめに、都市整備部長よりご挨拶申し上げます。

【都市整備部長】

知立市都市整備部の尾崎と申します。

お忙しい中、第5回都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会へご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、8月に開催しました第4回の策定委員会では、都市計画マスタープランにおいて地域別の構想案、また、緑の基本計画では重点的な施策案をお示しさせていただき、様々なご意見をいただきました。第1回から第4回までの策定委員会で、計画に対する審議は一通り終わっております。その後、いただきました意見などを反映し、計画素案に基づき住民説明会を行い、計画内容の周知を図るとともに、新たなご意見、ご指摘等をいただいております。

本日は、これまでのご意見、ご指摘を踏まえながら、都市計画マスタープラン・緑の基本計画それぞれの案について、本編と概要版を取りまとめましたので、ご説明させていただきます。

本日も忌憚のない活発なご議論をいただけるようお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、この後の進行は磯部委員長にお願いをしたいと思います。ご挨拶をいただきましてから、進行をよろしくお願いいたします。

【磯部委員長】

委員長の磯部でございます。前回は8月の暑いときでしたが、11月になり秋らしくなってきたところです。

我々の計画も最終成果に近づいているところですが、見逃しているところがないよう、慎重な審議を重ねていきたいと思っています。

それでは、第5回の知立市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会の審議に入りたいと思います。皆様の協力を得て委員会をスムーズに進めていきたいと思いますので、よろ

しくお願いいたします。

なお、本日の議事録署名委員を決めておきますと、神谷委員と加古委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次第1、都市計画マスタープランについて、事務局より説明をお願いいたします。

1. 都市計画マスタープランに関する説明・審議

【事務局】

平成30年度から、全4回、策定委員会を開催させていただき議論を重ねまして、8月31日と9月1日に住民説明会を行っています。そして、今回、赤い点線の部分ですが、計画素案の作成ということで、第5回の策定委員会を開催させていただいているところでございます。

その後、パブリックコメントを予定しています。先ほど冒頭に説明がありましたとおり、都市計画審議会は先日開催し、意見聴取を行っております。その後、第6回の策定委員会を開催させていただき、計画の策定、公表ということで現在進めています。

それでは、第4回、前回の策定委員会での意見と対応についてご説明させていただきます。

1つ目、農業ゾーンについて、農地は将来的にどの程度減少するのか心配ですというご意見をいただきました。これに対する対応方針といたしまして、住居促進地区と産業促進拠点での整備が進むと、概ね100ha程度の農地の減少が想定されますが、実際の整備範囲につきましても、地権者などと調整を図りながら事業を進めていく中で決めていくこととなります。また、農地の保全や担い手確保につきましても、関係する計画、事業と連携しながら進めてまいります。

次に、知立駅周辺について、駅周辺のにぎわいづくりとして、商店街の活気を取り戻すことや、新しいビジネスができる環境は必要ではないでしょうかという意見です。これに対応する方針として、コワーキングスペースや子育て世代、子供向けの環境などの整備は需要等を勘案しながら検討し、魅力あふれる整備を進めてまいります。

コワーキングスペースというのは、さまざまな人や情報の対流促進の場と言われておりまして、人が集まって情報交換できるとか交流ができる場所、仕事のスキルや文化が学べる場所などを指します。

次に、住民説明会の結果についてご説明いたします。

令和元年8月31日土曜日と、9月1日日曜日の2日間で開催させていただきました。参加者数としては、8月31日の土曜日は14人、9月1日の日曜日は10人となっています。

住民説明会での主な質問、意見として、八橋地区に産業促進拠点が位置づけられておりますが、優良な農地があり、他の場所で検討できないでしょうかというご意見をいただきました。これに対する回答、対応方針といたしまして、八橋地区は、農業を営む中でも有効な土地だと考えておりますが、伊勢湾岸自動車道の豊田南インターチェンジへのアクセス性が高いなど、産業の適地とも考えております。知立市におきましては、産業振興が大きな課題の1つでありますので、八橋地区を産業促進拠点に位置づけたいと考えております。

また、産業促進拠点の具体的な整備範囲や面積はどのようになっていますかという意見をいただきました。これに対して、具体的な整備に当たりましては地権者などと調整を図りながら進めていくため、整備範囲や面積につきましても、事業を進めていく中で決めていくことにな

ります。

次に、産業と工業の違いは何でしょうかというご意見もいただきました。一般的な工場以外に幹線道路の沿道等の一部におきまして、商業施設や医療施設などの土地利用を想定したものを産業としており、工業というのは製造業などの第2次産業としています。

そして、最後の上重原地区の居住促進地区の今後の展開、事業開始の時期はいつになりますかというご意見をいただいております。地元との協議を進めている段階ですが、地元と協議が調い次第、事業を進めていくこととなりますという回答をさせていただきました。

それでは、都市計画審議会での意見、対応についてご説明させていただきます。

先週、11月7日の木曜日に都市計画審議会を開催させていただき、意見聴取をさせていただきました。そこで出た意見として、居住促進地区及び産業促進拠点では、農地から土地利用を転換することになるため、営農状況に配慮するとともに、農業振興政策も検討していく必要があります、といったご意見をいただきました。これに対する対応といたしまして、人口の受け皿や将来的に安定した財政運営のためにもこれらの土地利用を進めていきたいと考えておりますが、土地利用の転換にあたっては、土地所有者の方や営農状況も考慮しながら進めてまいります。

次に、知立駅前の駐輪場が区画整理事業で移転されていますが、しっかりと駐輪場が管理されているため、移設される三河知立駅でも駐輪場の対策を行っていく必要がありますといったご意見もいただきました。これに対する対応といたしましては、移設される三河知立駅でも駐輪場を知立市において設置いたしまして、適正に管理していく予定ですよという対応をさせていただきます。

以上が、第4回策定委員会と住民説明会、また、都市計画審議会での意見と対応のご説明になります。

それでは、知立市都市計画マスタープラン（素案）についてご説明いたします。

都市計画マスタープランは、第1章の序論から始まり、第2章の全体構想、第3章の地域別構想と、大きく3つで構成されています。第1章の序論では、都市計画マスタープランに関する基本的な事項として、都市づくりの課題が記載されています。そして、第2章の全体構想では、1つ目、都市計画マスタープランの理念、目標、2つ目に分野別方針、第3章の地域別構想では、地域区分、地域別のまちづくりの目標と分野別方針、最後に中心市街地のまちづくり方針という構成になっています。

それでは、内容については概要版でご説明をさせていただきます。

「1.序論」では都市計画マスタープランの説明と、計画の目標年次は概ね10年後の2031年、計画の対象範囲は知立市全域ということを整理しています。

「2.全体構想」では、都市づくりの基本理念を『暮らしやすさと力強さをみんなで育み、輝ける未来を描けるまち』とし、都市づくりの目標として3つ掲げています。1つ目が『活力あふれる力強い都市づくり』、2つ目が『住みよさを感じ続けられ強くしなやかな都市づくり』、3つ目が『愛着を感じ誇らしく思える都市づくり』としています。

また、将来都市構造として、「拠点」「ゾーン」「軸」といった設定をして、「将来都市構造図」を示しています。全体構想の中の分野別方針では、土地利用、市街地整備の方針を低層住宅地区、一般住宅地区など、それぞれの地区の考え方を示し、土地利用方針図として整理させていただきます。

次に、全体構想の分野別方針として道路整備の方針、公共交通の方針、公園・緑地整備の方針、河川・上下水道整備の方針、その他都市施設の方針、都市環境、自然環境及び景観の方針、都市防災の方針と、それぞれの方針を分野別に分けており、例えば道路整備の方針では、道路、シンボル道路、歩行者、自転車、維持管理の項目に分けて方針を抜粋して示しています。

「3. 地域別構想」では、北部地域、中部地域、南部地域、そして中心市街地として整理をしています。

まず、名鉄名古屋本線より北側の北部地域のまちづくり目標として、『知立市の玄関口として、次代の魅力と歴史が融合した交流とにぎわいがあふれるまちづくり』とし、まちづくり方針図を示しています。さらに、土地利用、市街地整備の方針、施設整備の方針、都市環境、自然環境及び景観等の方針と、この3つの分野で方針を記載させていただいています。

次に名鉄名古屋本線と猿渡川の間、中部地域の目標として、『多様な都市機能の立地と交通利便を活かし、住みやすく活気のあるまちづくり』とし、まちづくり方針図を示しています。こちらも土地利用、市街地整備の方針、施設整備の方針、都市環境、自然環境及び景観等の方針を、3つの分野で方針を示しています。

次に、猿渡川から南側の南部地域の目標として、『緑を活かした潤いのある空間と調和した、快適なまちづくり』とし、こちらも方針図、3つの分野の方針を示しています。

最後に、中心市街地のまちづくり目標、方針についてです。知立駅を含む中心市街地では、連続立体交差事業や土地区画整理事業などの南北の市街地を一体化するまちづくりを進めているところですので、中心市街地として別で整理しています。

中心市街地のまちづくり目標、方針として、3つ掲げております。1つ目が『市の顔としての拠点整備』、2つ目が『まちなか居住と多様なライフスタイルの実現』、3つ目が『知立らしさを醸し出す文化、景観の形成』で、それぞれの目標に対する方針を抜粋して示しております。そして、中心市街地のまちづくり方針図として整理しています。

都市計画マスタープランの説明は以上となります。

【磯部委員長】

本日の前半の議題、都市計画マスタープランについてですが、住民説明会や都市計画審議会での意見を踏まえて、全体を整理しています。委員の皆様から確認や意見がありましたら、お伺いいたします。いかがでしょうか。

【隅田委員】

中心市街地の南北道路の件ですが、駅周辺の整備の状況もあろうかと思いますが、拡幅の状況など、現況について教えてください。

【磯部委員長】

都市計画マスタープランでは、計画段階の話が中心で、事業段階は次のステップだと思えますが、参考までにその辺が分かればと思いますが、いかがでしょう。

【事務局】

知立南北線は、将来都市構造図の中で都心軸という位置づけをさせていただいております。

都心軸というのは、沿道の商業利用のための道路や、良好な景観を形成していくという意味でのシンボル道路、知立駅の顔となる、軸となる道路ということで位置づけています。

駅の北側については、今施行中の知立駅周辺土地区画整理事業で整備を行っていく予定で、現在は暫定的な供用開始が行われています。南側については、知立駅南土地区画整理事業で、概ねの道路の延長が含まれています。

知立駅周辺土地区画整理事業については令和8年が事業期間になっていますので、北側についてはその中で整備が完了してくる状況です。

【隅田委員】

位置づけとしてはどのような感じですか。まちの顔となると思いますが、今後どのようにされるのでしょうか。

【事務局】

道路ですので、一番大事なのは交通処理が行われなければならないということで、必要な交通量を渋滞なく交通処理していく機能です。ただ、道路は交通処理をするだけの機能ではなくて、幅員30mの計画になっておりますが、知立駅の真ん中を走らせることになりますので、そこに縦断的な空間が生まれ、景観形成の1つの役割もあります。また、現状の知立駅前には比較的狭い歩道であったり、歩道がなかったりしますが、当然歩道を整備し、歩行者の安全性確保、または、駅周辺での回遊性を確保できるような道路にしていきたいという位置づけです。

【磯部委員長】

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

【石原（秋）委員】

今回提案されておりますマスタープランの本編と概要版、これは両方とも発行されるのでしょうか。

【事務局】

策定委員会でご議論いただいた内容で一部修正があるかもしれませんが、パブリックコメントで市民の皆さまから計画案について意見をいただく機会をつくっていきますので、それらを考慮し取りまとめ、策定されれば、概要版と本編は両方とも冊子として公表する予定をしています。

【石原（秋）委員】

事務局で検討してもらえばいいことばかりかと思いますが、本編の9ページですが、赤字でぎらぎらする感じがしますので黒字か、もう少し薄い赤色があればいいと思います。次に、10ページで、人口の目標で、緑の基本計画と異なっており、2018年に揃えた方がいいという感じがします。ちなみに、緑の基本計画では2018年で人口は71,771人となっています。

それから、11ページで、ゾーンが色別でカラーの文字になっていますので、文字については、右の凡例のように黒字でいいのではないかと感じます。

それから、19 ページで、これは緑の計画とも関係がありますが、公園愛護会の名称は「等」が入るものが正しいのか、チェックをしてもらえたらと思います。

あとは、これは個人的な感覚かもしれませんが、26 ページの枠の中の赤字が少し気になりますので、もう少し薄目の赤色がいいと感じます。

それから、もう一つ、現行計画では入っていますが、知立市の駅前の将来イメージ図を今回も入れた方がいいと感じます。知立駅付近の将来イメージ図を記載するスペースがあるかどうかですが、この辺も検討してもらえればと思います。

次に概要版ですが、これも同じことで、2 ページのゾーンのカラー文字を考えてもらいたいということと、5 ページと6 ページで、文言のところに全て「など」という文字が入っていますが、これは概要版なので取っても良いと思います。

それから、5 ページの最後ですが、公園・緑地整備の方針、ここに知立駅周辺と農地が入っていますが、本編にも入っている都市公園等の項目も入れたほうが良いのではないかと感じておりますので、ご検討していただければと思います。

また、スペースの関係で無理かもしれませんが、概要版にも知立駅周辺の将来イメージ図が入るといいと思います。

【磯部委員長】

いろんなご指摘をいただきました。こういった都市計画に関する計画は多くの色を使うことになってきますが、色の識別が弱い人もいますので、色使いはご配慮していただきたいと思います。他に文言のことがありましたが、事務局側からお答えできる範囲でお願いします。

【事務局】

人口についてご指摘がありましたが、都市計画マスタープランでの人口の取り扱い方と緑の基本計画での人口の扱いが違っております。都市計画マスタープランは、国勢調査の基準年をベースに将来の人口を推計しています。現状値ではなく、推計値で表現させていただいています。緑の基本計画では 2018 年の現況値で、目標値も整理をしていますので、取り扱いが違い、このような表現をさせていただきました。

次に、知立駅周辺のイメージ図は、本編の 17 ページの下段に載せさせていただいております。

また、概要版に都市公園等を載せた方がいいのではというご指摘をいただきました。ご指摘のとおり、概要版に公園・緑地整備の方針がありますが、都市公園等について記載がありませんので、リニューアルについてお示したほうがいいと思いますので、一度検討させていただきます。

その他ご指摘いただいた色彩なども検討させていただきます。

【磯部委員長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【田中委員】

8 月 31 日と 9 月 1 日に住民説明会を開いたということでしたが、参加人数が少なかったと

私は思ってしまいます。市民の皆さんに関わる大事な説明会だと思いますし、土日開催ですが日程が合わなかったのか、PR不足なのでしょうか。意見や質問はいただいているので、人数のわりに活発でとても参考になったのか、会としてはどのような感じだったのか、教えていただきたいです。パブリックコメントでもたくさんの意見を寄せていただけたらいいと思いました。

【磯部委員長】

ありがとうございました。
住民説明会の状況については、いかがでしょうか。

【事務局】

都市計画マスタープランというのは、市民の皆さまにとってなじみが非常に薄い計画かもしれませんが、我々が日頃からこの計画に基づいて政策・事業を行っているということをお伝えすることが弱かったと実感しています。

土曜日は14名、日曜日は10名の方が来ていただき、ご意見をいただきましたので、今後事業を行う上で反映していきたいと思います。貴重なご意見もたくさん出していただき、これ以外にも質問をたくさんいただきました。有意義な説明会になったと思います。

また、パブリックコメントでこの計画案に対してご意見いただく機会を12月6日から予定しております。またそこでもご意見をいただけたらと思っています。

【磯部委員長】

よろしいですか。ありがとうございます。
他はいかがでしょうか。

【事務局】

本日、石原國彦委員が急遽ご欠席ということで、書面でご意見をいただいておりますので、この場で紹介させていただきたいと思います。

まず、マスタープランの中に「農地との調和に配慮」や「市街化調整区域の農地は保全を基本」といった、農地を守っていく姿勢が記述されておりますが、産業促進拠点を位置づけておりますので、その具体的な場所選定といった場合、農作業の効率性など十分に考慮し、農業と工業の共存、繁栄を目指すような特段の配慮をお願いしたいといった意見がありました。また、産業促進拠点の具体的な整備や面積等については、土地所有者だけでなく、営農されている方もいますので、そういった関係する農業者様とも十分に調整してくださいというご意見をいただいています。

こちらは都市計画審議会でもいただいた意見であり、当然、事業化にあたっては、調整をしながら事業を進めさせていただきます。ただ、都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を示すものですので、基本的な方針として大きな位置の明示に留まってしまいますので、ご意見をいただいたところを文章として示すのは難しいかもしれませんが、そのような意見をいただいております。

次に、農業の担い手がどんどん不足している状況で、担い手を確保していかないといけない

という農業の課題があり、若い担い手さんが希望を持って農業に取り組める環境づくりに関する政策、事業立案をお願いしたいというご意見がありました。

次に、産業立地の関係ですが、営農されている生産者さんにとって死活問題になるので、農業政策もあわせて進めていただきたいというお話でした。こちらにつきましては、農業の政策ということが中心になってきますので、都市計画マスタープランで示すというよりも、農業の政策をどうしていくのかという事をまた別の議論の中で検討していくことになるかなと思います。

以上、ご意見がありましたので、ご紹介させていただきました。

【磯部委員長】

ありがとうございます。

都市計画マスタープランで示した方針を、実現に向けてということは今後考えていかなければならないと思います。農業だけではなく、関係者が様々あると思いますので、その方々と慎重に議論しながら進めていくということになると思います。都市計画マスタープランでの表現と進め方については、切り離していければと思います。

【隅田委員】

以前から不思議に思っていますが、知立市周辺に張り巡らせている明治用水は、貴重な水利資産ですが、十分活かされていないような面もあり、都市計画マスタープランにも出てきてもいいと思います。明治用水はおそらく他府県にはない水利資産だと思います。

【事務局】

農業用水は農業のための用水で、もともと開渠だったものをパイプにして圧力管で送っており、整備はほぼ終わっています。都市計画マスタープランでは、明治用水の上部を緑道として快適に歩ける散歩道の整備などで触れさせていただきます。一部親水的な水の利用で池をつくったり、カキツバタを育成したりということも既に整備された環境がありますが、今後も緑道としての利用を検討していけたらと思います。

【隅田委員】

この近辺にはありませんが、農業の工場などを都市計画マスタープランの中で取り入れていけば、農地の耕地面積が減ることに対して、新しい農業というのも考えていく必要があるのではないかと思います。需要も十分あると思います。

【磯部委員長】

農業の新しい形で、単に地面に耕作するだけではなく、いろいろとあるのではないかということですが、私は産業促進拠点という中に含まれているような気もしますが、いかがでしょうか。

【事務局】

明確な回答になるか分かりませんが、田んぼには農業用水が張りめぐらされており、今はパ

イプラインで供給しています。土地利用転換となると、その分の水は当然パイプラインをカットして供給しないようにするということになりますが、工業で製造業となると農業用水を利用することは難しいかもしれませんが、例えば第6次産業ではないですが、工場的な農業もご意見のとおり、これからあると思いますので、これから知立でも発展していけば、農作物をつくるには水が要りますので、当然、農業用水を使っていけると思います。

【鈴木（彰）委員】

明治用水に関する意見ですが、私の知るところでは、明治用水は世界かんがい施設遺産です。山車文楽だけでなく、明治用水も素晴らしい世界遺産であります。この計画に世界遺産に関することを記載することなのかはわかりませんが、文化としての素晴らしい用水が知立を通過しています。西三河に9市ありますが、みよし市を除く8市に明治用水が通っています。

【磯部委員長】

ご指摘の意見は、都市計画マスタープランとはまた別の話かもしれませんが、整理してください。

【加古委員】

私も知立駅の北側に住んでいますが、駅周辺が、商業ゾーンに位置づけられています。以前はほんとうに銀座通りや本町、中町あたりは商店がいっぱい並んでいましたが、今はほとんど民家となって商店を閉めています。駅の近くにあるのは居酒屋というイメージが強くあります。買い物へ行こう、商業を利用しようと思うと、おそらく大型店舗に車で出かけており、駅周辺には現段階ではなかなか店舗が入ってこないと感じます。もちろん駅前を中心に各店舗が広がって、多くの方にお越しいただくことが理想だと思います。

もう一つが、各地図に矢印が載っておりますが、おそらく方位記号だと思います。現行の都市計画マスタープランでは、上に「N」と書いてありますし、緑の基本計画では別の方位記号が使っており、統一してもいいのではと思います。

【磯部委員長】

ありがとうございます。

商業地域らしいまちになるには、知立市の商業政策が今後どう展開されていくかだと思います。都市計画マスタープランには記載されていますが、実現に向けては商業政策としてやっていくことになると思います。

【事務局】

昨年度実施した市民アンケート調査では、傾向として特に若い世代の方は、買い物ができるまちになったらいいというご意見が比較的多いです。現在は、商店を一時休止されている方もいますが、駅前開発が過渡期ということもあり、ご移転を順番にさせていただいているところもあります。新しくまちができるのを契機に、商業のにぎわいや事務所機能、都市機能の誘導を、交通便利性の高い知立駅周辺に図っていきたいということ、マスタープランではお示しさせていただいています。具体的なにぎわいづくりについては、別途検討していく予定としています。

【磯部委員長】

よろしくお願ひします。他はいかがでしょうか。

それでは、まとめさせていただきますが、若干修正した方がいいという点と、少し考え方を整理した方がいい点があると思いますので、一部修正して、それを、私、委員長が確認して、パブリックコメント用の資料をつくっていきたく思います。

それでよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし

【磯部委員長】

どうもありがとうございます。

2. 緑の基本計画に関する説明・審議

【磯部委員長】

続きまして、議題2緑の基本計画についてです。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、緑の基本計画の説明をさせていただきます。

まず、第4回委員会での意見と対応につきまして、1つ目、天然記念物についてはリスト等を整理しておいたほうがよいのではないかというご意見に対して、本計画とは少し内容がそれていきますので、担当課と協議して別で整理させていただくこととしました。

2つ目、東海道松並木、旧東海道松並木の表現を統一したほうがよいのではないのでしょうかといったご意見に対して、統一した表現へ修正させていただきますとしております。こちらは、東海道松並木へ統一した表現で修正をさせていただきます。

次に、住民説明会の結果について説明させていただきます。日時、参加者数については、先ほどの都市計画マスタープランと同様となっております。

意見としましては、農業従事者の高齢化により営農に預ける方が増えている中で、農業に携わる人を増やしたいと市と協力して事業を行っています。この事業の他に何かお考えがありますかというご意見に対し、計画の中では具体的な事業は示しませんが、そういった事業も取り組んでいきたいと考えていますと回答させていただいております。

次に、寺社の緑の保存管理は市としてどう関わっていくのでしょうか。市が直接かかわっていない事業を記載するのですかといったご意見に対して、社寺の緑は個人所有であり、市が管理しているわけではありませんが、計画は市全体の方針を定めるものであり、社寺の緑は重要で貴重な緑であるため、計画に示してあと回答させていただいております。

また、都市計画審議会でもいただいたご意見を説明させていただきます。農へ興味を持っている方が増えているように思える。農への多様な団体への参画促進は進めていけるのではないかというご意見に対して、現在でも連携して支援させていただいておりますので、今後もこれらの取り組みを続けていきたいという対応とさせていただきます。

それでは、知立市緑の基本計画（素案）について説明させていただきます。

本計画は第1章から第6章までの構成となっております。

第1章、緑の基本計画の概要では、計画の根拠法や計画の改定の背景などの内容となっております。

それから、第2章、知立市の現況では、課題整理に向けた知立市の現況整理や特性把握、また、緑の量、市民アンケートの結果をまとめた内容となっております。

次に、第3章、知立市の緑の課題、こちらは課題を整理した内容となっております。

4章、知立市の目指すべき緑の姿では、緑の将来像、それから、3つの基本方針、方針図、目標値をまとめた内容となります。

次に、第5章では、施策をまとめた内容となっております。

最後に、第6章では、重点的な取り組み内容として、緑化重点地区と保全配慮地区の内容を記載しております。

計画書の構成は、以上となっております。

それでは、知立市緑の基本計画概要版（素案）について説明させていただきます。

まず、緑の基本計画の概要について、緑の基本計画の根拠法は都市緑地法の第4条、対象とする緑は、樹木や草花、植物のそのものを意味するわけではなくて、それらを含む空間、広場や個人の庭園、農地、それから、社寺までも含んでいますという内容となります。

次に、緑の機能では、環境保全、レクリエーション、景観形成、防災と、緑の有する4つの機能についての説明となっております。

それから、計画の目標年次、2031年の令和13年が目標となっており、計画の対象の範囲は、知立市全域です。

人口の見通しとして、現況が2018年の71,711人、目標年次では、2031年の約75,000人として整理させていただいております。

次に、緑の現況では、都市公園等は68.1ha整備されており、人口1人あたりでは9.5㎡、それから、緑地では492.8haあり、市域に占める割合は30%となっております。

次に、緑に対する市民アンケートとしまして、抜粋して2件、身近な緑に対する満足度と重要だと思う緑の方針を記載させていただいております。

それから、緑の課題では、緑全般、都市公園、都市公園以外の施設、社寺、農地、河川、活動の7項目で課題を整理させていただいております。

また、知立市の目指すべき緑の姿として、緑の将来像を『みんながつながり豊かに暮らせる緑のまち』とし、3つの基本方針としまして、基本方針1『安らぎとにぎわいある都市を形成する緑の創出』は、緑をつくることを意味しています。基本方針2『池鯉鮒らしさを彩る緑の継承』は、緑を守ることを意味しています。基本方針3『みんなで進める緑のまちづくり』は、緑の活動を意味しております。

公園緑地の方針図では、知立駅や知立神社、無量壽寺を緑の拠点とし、拠点間を環境軸である緑道や河川で結び、緑のネットワークをイメージしています。

計画の目標値を、①都市公園等の整備量、②緑地の確保量、③人口のカバー率、④公園愛護会の設置率、⑤緑に関する満足度と、5つ定めておまして、実績値と目標値を記載させていただいております。

次に、3つの基本方針ごとに施策をまとめております。具体的な内容は、本編で記載しているものと同様です。

次に、重点的な取り組みとして、緑化重点地区や保全配慮地区の内容となっております。緑化重点地区、保全配慮地区の考え方を整理し、緑化重点地区、保全配慮地区を落とし込んだ位置図を示しています。知立駅周辺が緑化重点地区、保全配慮地区は、八橋周辺保全配慮地区と、西中周辺保全配慮地区の2地区を示しております。また、緑化重点地区の取り組みとして、6つの取り組みを記載させていただいております。

それから、保全配慮地区の取り組みとして、八橋周辺保全配慮地区と西中周辺保全配慮地区の2地区の取り組みを記載させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【磯部委員長】

緑の基本計画もいろいろとご意見をいただいて、整理をしていただきました。

皆さまからご意見、ご質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

【隅田委員】

地域の公園では、ボールを投げてはいけない、声を出していけない、遊具は危ないなど、徐々に規制が厳しくなっているようです。やはり公園を管理するというのは、利用状況を整理して、利用計画を立てておかないと、誰も利用しない公園になってしまうと思います。

例えば、今はなくなりましたが、以前はごみの集積場の当番をやるのが地域住民のコミュニティの場でした。

それぞれの公園を特徴づけて、その地域に住んでいる人の住民に合った公園にしていかないと、どれも同じ公園にすると、やはり使う人もいない、老人しか住んでいないところは、遊具を幾ら据えても遊ぶ人はいないと思います。もう少し細かな検討や公園をコミュニティの場として活かす方法を検討していただけるといいと思いました。

【事務局】

確かに公園の存在自体が迷惑と捉える方も中にはいらっしゃるのですが、使い方については規制やお願い看板を立てているところです。公園の利用の仕方としては、子どもが遊具で遊ぶ、公園自体の緑の景観を楽しんでいただく、また散策していただくなど、様々な利用方法があります。草刈グラウンドなどでは、球技ができる公園もあります。

近隣住民の方が歩いて利用いただける公園は、規模としては比較的小さい街区公園や近隣公園が該当しますが、球技を行うための公園ではなく、小さな子どもが遊ぶ遊具が設置してある公園になっています。ご指摘されているような検討も、公園のリニューアル等の際には考慮していきたいと考えています。

【隅田委員】

今後は横の連携を密にさせていただいて公園の機能を上げていただければと思います。今回、緑の基本計画を策定しますので、今は出来なくても数年先にはその方向に行きますという方向性も必要ではないかと思っています。

【事務局】

公園の将来の具体的な姿については、その都度検討をしていくものになりますが、皆さんに公園に寄っていただき緑に触れて楽しんでいただくよう、質を高めていきたいという計画の方向性となっています。

【磯部委員長】

概要版の基本方針3で「みんなで進める緑のまちづくり」とありますが、これは公園や河川などを含めた緑全般について、みんなで利用法を考えていくことが大きな方針として示されていると思います。その中のさらに具体的な細かい話として、一箇所ずつの公園をどうするかという話だと思います。

【鈴木（温）委員】

生産緑地について、市街化区域の中の主に農地を残していこうということで1992年に法律

ができました。そのタイミングで生産緑地の指定がされていれば、もう間もなく 30 年が経過します。法律で、30 年が経過するといつでも解除に向けた手続きができるようになるということで、これは 2022 年問題とも言われており、一気に生産緑地が減少するのではないかと都市計画の世界では指摘されています。

既に半分ほど減少している中、さらに減るのではないかと思われていますが、このあたりの対策として「特定生産緑地の制度を活用しながら、適切に維持できるよう努めます」と書いてあります。生産緑地の継続をどう考えているのかという点を説明していただけますか。

【事務局】

平成 4 年に改正された生産緑地法に基づき、知立市でも生産緑地の指定をしています。当初指定した面積が 55ha で、現在は 27ha となっています。

おっしゃるとおり、令和 4 年には指定から 30 年を迎え、30 年経過すると生産緑地がいつでも解除できるという法令ですので、それを契機に農地と異なる土地利用に変えられるという方も中にはいるかと思えます。市街化の中の農地というのは潤いを与えるなど緑としての様々な機能がありますが、知立市の場合はまだまだ人口が増加傾向にあるということで、宅地需要もあるのが現状です。

建築規制と税制優遇を 10 年延長できる特定生産緑地制度が創設されましたので、生産緑地の所有者の方へ制度の周知をしている最中です。あくまでも所有者の皆さんの意向次第になりますが、今後も農地として継続していきたいという方については、この制度を適用しながらこれまでと同様に保全を図っていきたいと考えています。

【鈴木（温）委員】

宅地にしたいという意向の方が多いのか、それとも、もう少し農地として継続していこうという意向の方が多いのか、そのあたりはいかがですか。

【事務局】

これから意向調査を正式にやっていきますので、まだ数字としては分かりませんが、今のところ個別相談として聞いている範囲では、農地をやってきたいという方の方が多いと実感しています。

【神谷委員】

概要版、施策 1-7 に「河川のレクリエーション機能の充実」があります。猿渡川の水質調査をやっていると思いますが、他の川ではやっていませんか。猿渡川の水質は良いのでしょうか。

【都市整備部長】

詳細は分かりませんが、環境部局で定期的な水質の検査をしています。

【田中委員】

概要版、施策 1-6 の「③民有地緑化制度の検討」という項目について質問です。これはどう

いったものかということと、財源は知立市ですか、もしくは愛知県ですか。

また、「④事業所等の緑化の推進」とは関係がないのですか。④の方法の1つとして③があるという位置づけなのか、その辺を教えてください。

【磯部委員長】

施策 1-6 全般という意味でもいいですね。民有地を活用してやっていくことの全般の説明をお願いします。

【事務局】

民有地の緑化制度は、財源は愛知県になります。知立市で申請を受け付け、審査した上で愛知県に要望していくこととなっています。いろいろな条件がありますが、企業でも条件を満たせば緑化に対して補助金を出すことができることとなります。

今は市街地では公園緑地の新たな用地が生み出し難く、緑を増やすためには民有地の緑化を進め、市民の皆様は緑に親しんでいただければということで、記載させていただいております。

【磯部委員長】

公園というのは市の土地で、誰が入って使ってもいいという形ですね。

一方で民有地になると、個人の財産の話になってきます。ただ、民有地であっても、市民等の協力があれば緑化をし、市全体の緑を増やすことができるという話です。

【石原（秋）委員】

本編の「（2）農地の保全と活用」ですが、市民農園は現状、知立市に3カ所程度あります。実は私も市から借りており、大変有意義ですので、市民農園の有効活用という項目を加えてもらえたらどうかと思います。今、市民農園を借りるとなると倍率は結構高いです。これからもっとニーズとして増えるのではないかと思います。

【事務局】

事業課と確認しながら検討させていただくということでお願いいたします。

【磯部委員長】

検討をお願いいたします。あと、いかがでしょうか。

【石原（秋）委員】

概要版の市民アンケート調査のパーセントで、48%でなくて42%が正しいと思います。

【事務局】

42%が正しいので、訂正いたします。

【磯部委員長】

他はいかがでしょうか。

よろしければ、議論の中で修正もありますし、少し考え方を整理したほうがいい部分もご
います。それを事務局と私で確認させていただき、パブリックコメント用の資料としたいと思
います。それでよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし

【磯部委員長】

ありがとうございます。

続きまして、次第の3、その他に入りたいと思います。事務局に説明をお願いしたいと思
います。

3. その他

【事務局】

今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。

本日も議論いただいた計画書の本編と概要版のそれぞれの案について、広く市民の方からご
意見をいただくためにパブリックコメントを12月6日から来年1月6日まで1カ月間行う予
定です。そこでいただいたご意見を踏まえ、第6回策定委員会を1月17日金曜日、午前10時
から中央公民館中会議室で開催させていただく予定です。

そこで、パブリックコメントでの意見を踏まえた最終的な計画書案を提示させていただく予
定ですので、また詳細が決まり次第ご連絡させていただきたいと思います。よろしくお願
いいたします。

【磯部委員長】

ありがとうございます。

今後のスケジュールのご説明がございました。

それでは、これもちまして、第5回の知立市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定
委員会を終了させていただきます。ご協力、どうもありがとうございました。